

沖縄「日本復帰」40年5・15 声明に賛同してください！

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック TEL 090-3910-4140

5・15 声明

沖縄「日本復帰」40年の現実を問う

1972年5月15日に沖縄は日本に復帰しました。しかし復帰に託した県民の願いは叶えられず、広大な米軍基地はそのまま居残り続け、今なお、在日米軍基地の75%が集中し、基地から派生する事件や事故はあとを絶たず、演習の激化や爆音で県民は危険にさらされています。

復帰とともに適用されたのは平和憲法としての日本国憲法ではなく日米安保条約でした。さらに、復帰後も沖縄の反戦地主だけを狙い撃ちにした、沖縄差別法の「公用地暫定使用法」（1971年12月）、「地籍明確化法」（1977年5月）の制定と「米軍用地収用特別措置法」の改悪（1996年4月）による米軍用地の強制使用の継続だったのです。

沖縄県民はこの40年間、米軍基地の縮小・撤去そして日米地位協定の改定を求めて闘い続けてきました。しかし県民の願いは日本政府に踏みにじられ続けています。

日本政府は復帰から40年の大きな節目の年に、沖縄を引き続き「基地の島」として強化するために、辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、与那国への自衛隊配備を強行しようとしています。

辺野古への基地建設を許さない闘いは大きく前進しています。仲井真知事は、基地建設に反対する県民の揺るがぬ総意を受けて、2月20日と3月27日に環境影響評価書に対して、重ねて「県内への移設は不可能である」として「県外への移設」を明記しました。もはや日本政府は辺野古への基地建設が不可能だと認識すべきです。

それにもかかわらず、日本政府は、辺野古へ移設しなければ普天間基地が固定化されることになると県民を脅迫し、辺野古への基地建設を押し進めています。さらには12月頃に埋立申請強行画策しています。

一方、東村・高江のヘリパッド建設では、政府は2名の住民を「通行妨害禁止」で裁判所に訴え、司法の力を使って住民を弾圧しています。政府は住民の声を踏みにじり繰り返し工事を強行していますが、住民の会は阻止し続けています。さる3月14日に、1名に対して通行妨害を禁止する不当な判決が出ました。住民の会は、ただちに控訴し、判決を恐れることなく座り込み闘争を継続して闘い続けることを決意しています。

他方、与那国への自衛隊配備は、沖縄を米軍と自衛隊が一体となった中国封じ込めの最前線化にむけての自衛隊基地の強化の一環です。政府は本年中にも用地を決定しようとしています。住民は町民投票も視野にいれながら、不屈に闘っています。

今年の5・15 闘争はこのような米軍基地、自衛隊基地を巡る緊迫した情勢の下で闘われます。私たちは、復帰40年の節目の年に、日本政府が力づくで基地建設を強行し、沖縄をさらなる軍事植民地化として拡大・強化することを絶対に阻止しなければなりません。

日本政府による沖縄差別を許さず、沖縄と「本土」の連帯を強化して、共に日米両政府による沖縄の軍事植民地化を打ち破りましょう。

2012年4月

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

私たち沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックは、5・15 声明をもって、沖縄「日本復帰」40年を迎える沖縄の現実を問い、この現実を変えるべく社会的に喚起し、同時に政府に対し訴えます。

そのために、この声明への賛同を募り、5月15日当日には多くの賛同者とともに行動しアピールしたいと思います。5・15 声明の文書と賛同一覧は、首相官邸へ手交する予定です。

団体、個人でもできるだけ多くのおみなさまからの賛同を集めたいと思います。

<送り先> (メール) hankach@jca.apc.org (Fax) 047-364-9632

(郵送) 〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-2-13-502 沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック宛

<期限> 5月13日(日) 必着

【5・15 声明への賛同申し込み】

団体(個人)名 _____ 連絡先 _____

住所 _____ 公表 可・否